

大



許可番号第 01753000553 号

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

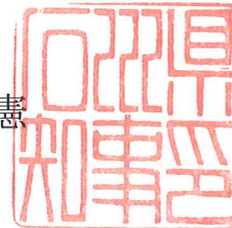
住 所 長野県長野市稲里一丁目 5 番地 3

氏 名 ミヤマ株式会社  
代表取締役 南 克明



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 4 第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

石川県知事 谷 本 正 憲



許可の年月日 令和 2 年 11 月 11 日

許可の有効年月日 令和 9 年 9 月 23 日

## 1. 事業の範囲

積替え、保管を除く。

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、若しくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度指数 2.0 以下のもの、又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、若しくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数 12.5 以上のもの、又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、若しくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）

感染性産業廃棄物

廃ポリ塩化ビフェニル等（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）

ポリ塩化ビフェニル汚染物（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）

廃水銀等

燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、若しくは砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

【裏面に続く】

汚泥(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、チオベンカルブ、ベンゼン、若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

ばいじん(水銀又はその化合物、砒素又はその化合物、若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上10種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
なし

3. 許可の条件  
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成5年	9月24日	新規	平成10年	6月4日	変更
平成10年	9月24日	更新	平成12年	9月29日	変更
平成13年	2月15日	変更	平成15年	9月24日	更新
平成19年	1月30日	変更届	平成20年	9月24日	更新
平成25年	11月26日	更新	(優良認定)		
平成26年	12月26日	変更	平成28年	4月13日	変更
平成28年	7月20日	変更			
令和2年	11月11日	更新	(優良認定)		

5. 積替え許可の有無  
市名 ー 許可番号 ー

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

優良認定基準対応版